



## Android Enterprise Zero touch Enrollment 代行登録サービス 提供条件

注記:以下の諸条件をよくお読みください。このご提供条件（以下「本契約」とします）にご同意いただけない場合は、本契約に基づくサービスの利用や登録手続きは行わずに、30 日以内に購入先に連絡して返金手続きを行ってください。ご購入日から 30 日以内にお客様が(1)本契約に定めるサービスの利用または登録を行うか、(2)本契約を拒否しない場合、本契約に同意したものとみなされます:

契約当事会社:

本契約は、お客様と、お客様がサービスに加入された国に所在する Lenovo 関連会社との間で締結されます。加入した国で Lenovo の関連会社が特定できない場合には、Lenovo 側の契約当事会社は Lenovo PC HK Ltd. となります。

### 1. 本契約の範囲と基本条項

本契約は Lenovo 保証規定に加え、お客様の請求書または注文確認書に指定する製品に対する Lenovo Android Enterprise Zero touch Enrollment 代行登録サービス（以下「本サービス」とします）について、お客様とレノボ・ジャパン合同会社（以下「Lenovo」とします）が交わす完全な取決めとなります。本契約は、お客様と Lenovo が以前に口頭または書面で交わした Lenovo Service に関する全ての事項に優先します。お客様からの一方的な依頼または書面通知による本契約の変更は無効とします。本契約は日本において販売された製品および本サービスを対象として適用されます。

### 2. 登録とアクティベーション

本サービスはお客様による登録に必要な情報をご提供いただいたから Lenovo 保守登録が完了した後に利用が可能となります。オーダー受付およびお客様情報、ハードウェア情報等の必要情報のご提供後から使用できるまでの期間は約 5 営業日となります。ただし新規登録の場合は、更に時間を要する場合があります。

### 3. Lenovo Service の利用

お客様が購入した国に所在する、Lenovo または認定プロバイダー、あるいは、Lenovo のビジネスパートナー（Lenovo のビジネスパートナーから購入した場合）にお問合せください。問題の切り分けおよび解決については、必ず所定の手順に従ってください。認定プロバイダーは、電話、電子メール、あるいはリモートアシスタンスを通して診断、解決を試みる場合があります。詳細については、support.lenovo.com をご参照ください。

### 4. Lenovo Service の可用性

所定のレベルで Lenovo Service をすべての地域でご利用いただけるとは限りません。Lenovo Service が利用可能であると示されていても、離島や遠隔地域、山間部、その他一部地域といった地理的な制限がある場合や訓練を受けた担当者が配置されていない場合など、Lenovo Service の提供ができないもしくは制限することがあります。逆に、Lenovo Service が利用不可であると示されている場合でも、お客様のご要望に対応できる場合もあります。

### 5. サービス概要

#### 5.1 サービス内容

Lenovo の定める Android Enterprise 対応 Android Tablet 製品に対して、Google が提供する Android Enterprise Zero Touch ポータルサイトへの管理者アカウント開設および Android Tablet 製品のハードウェア情報を登録し、Android Enterprise Zero Touch の利用開始のための環境を提供します。

July 5th, 2023

ただし、Android Enterprise および Android Enterprise Zero Touch のご利用には、Android Enterprise 対応するモバイルデバイス管理ソリューション（MDM/EMM）が必要ですが本サービスには含まれておりません。

## 5.2 サービス対象製品

レノボ既定のタブレット製品

## 5.3 注意事項

### 1). 本サービスの契約について

本サービスは、Google Android Enterprise Zero Touch Enrollment サービスへのデバイス登録のみを Lenovo が代行登録するものです。Google Android Enterprise Zero Touch に関するご利用規約は、以下 Google 社の AGREEMENT をご参照ください

ANDROID ZERO-TOUCH CUSTOMER AGREEMENT

<https://www.android.com/enterprise/enrollment/terms/>

### 2). モバイルデバイス管理ソリューション（MDM/EMM）について

Android Enterprise および Android Enterprise Zero Touch のご利用には、Android Enterprise に対応した MDM/EMM との併用が必要となります。本サービスには含まれておりませんので、別途ご準備ください

また、同時に MDM/EMM の操作方法やセットアップ方法は各製品ごとに異なりますので、各 MDM/EMM 提供事業者様にお問い合わせください。

### 3). お客様へ提供を依頼する情報について

Android Enterprise Zero Touch Enrollment 登録にあたり、お客様から Lenovo へ以下の情報をご提供いただきます。

A) 企業名

B) 部署名

C) ご担当者様（管理者様）名

D) ご連絡先電子メール

E) ご連絡先電話番号

F) ご利用されるオーナー権限用 Google アカウント、管理者用 Google アカウント

ご利用予定のお客様 Android Enterprise Zero Touch カスタマーID（すでに開設済みの場合）

G) 登録を希望される Android Tablet 製品 ご利用モデル名、型番

H) 登録を希望される Android Tablet 製品 シリアル番号もしくは IMEI 番号

※Google アカウントは、Google が提供する無償の Gmail アカウントではございません。お客様企業のメールアドレスを使って Google サービスを利用するためのアカウントとなります。

## 5.4 有効期限

本サービスは、Android Enterprise Zero Touch への代行登録となります。

お客様管理者自身で登録を削除するまで、登録したデバイスは Android Enterprise Zero Touch で管理されます。

そのため、Tablet 端末の廃棄、紛失、譲渡等でご使用にならなくなった登録済みデバイスは適宜 Android Enterprise Zero Touch から削除いただきますようお願いいたします

## 5.5 補償限度額

本サービスは、Lenovo が別途定める補償限度額の範囲内で提供するものとします。補償限度額を超えたサービス提供、および補償限度額に達した以降のサービス提供については、本サービスの適用除外とします。但し、限度額超過サービス提供の場合に、お客様が限度額超過故障等のサービス提供に要する額と限度額との差額を負担した場合、Lenovo は、限度額超過分についても、本サービスを実施します。

## 6. お支払い

本サービスの提供にあたっては、クレジットカード払い、デビットカード払い（日本ではデビットカード払いは扱っておりません）と銀行振り込みの場合を除き、請求書を発行いたします。請求書に記載ある支払日までにお支払ください。か

July 5th, 2023

かる税金はお客様負担となります。本サービスが登録されていない場合、購入の証明を提出いただく必要があります。なお、本サービス料金の返金は致しかねますので予めご了承ください。

## 7. Lenovo 返品/ キャンセルポリシー

本サービスが使用または登録されていない限り、購入日より 30 日以内に本サービスをキャンセルいただくことができます。払い戻しの対象となるためには、購入日より 30 日以内に Lenovo または販売者（代理店やビジネスパートナーなど）に書面にてご依頼いただく必要があります。その際に本サービス購入時の請求書の写しがキャンセル依頼に添付されていなければなりません。

## 8. サービスの終了

Lenovo は、Lenovo Service の一部または全部を終了させることができます。その際には Lenovo よりお客様に 1 か月以上前に通知いたします。お客様が全額支払われたサービスで Lenovo が提供期間を残してサービスを取り消す場合には、該当サービス分の日割り額を Lenovo より返金いたします。ビジネスパートナーから購入された Lenovo Service に関しては、ビジネスパートナーにお問合せください。

## 9. サービスの保証

Lenovo は、合理的な注意と知見を用いて Lenovo Service を実施することを保証します。Lenovo Service が実施できない場合、随時ご連絡いたします。この保証は Lenovo からお客様に対する唯一の保証であり、有用性、正確性、商品性または特定目的への適合性、いかなる権利も侵害しないこと等を保証するものではなく、明示的か暗示的かを問わず他のあらゆる保証または条件に代わり Lenovo およびお客様間に適用されるものとしします。すべてのソフトウェア、サードパーティの製品はいかなる種類の保証も条件もありません。サードパーティの製品はサードパーティの保証がついている場合があります。

Lenovo は、Lenovo Service 提供により製品の稼働が中断されないこと、製品不具合が修復されることを約束するものではありません。

## 10. 責任の制限

法令に別段の定めのある場合を除き、お客様が Lenovo に損害賠償その他救済を求める全ての場合において、Lenovo、Lenovo の関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーは、予見の有無を問わず、契約、保証、過失、厳格責任、その他の責任理論に基づいているかどうかに関係なく、お客様に対し以下の各号に基づく一切の責任を負わないものとしします。

- A. 第三者からの損害賠償請求
- B. データの喪失、損傷、または開示
- C. 利益、事業収入、営業権等の喪失、または期待される節約を含むがこれらに限定されない特別な、偶発的、懲罰的、間接的、または結果的損害

また、いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo の関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーがお客様に負う総責任額は、お客様に実際に発生した直接的かつ通常の損害に対する、損害発生時の直接原因となった製品の購入代金を超えないものとしします。なお、本契約において「関連会社」とは、Lenovo を支配する、または支配される、もしくは共通の支配下にある事業体を意味します。なお、上記の制限は、法律上 Lenovo が責任を負う a) 対人賠償（死亡を含む）と b) 物的財産または c) 有形動産の損害賠償には適用されません。

地域によって偶発的または派生的損害の制限または免責を法令により認めていない場合、上述の制限または免責について該当するお客様には適用されません。

## 11. 総則

- A. Lenovo は、Lenovo Service の全部またはその一部を Lenovo が選択するビジネスパートナー等に委託する権利を有します。
- B. お客様より Lenovo に製品障害のご連絡をいただいた際、障害箇所特定のために必要となる作業を Lenovo の指示に基づきお客様に実施していただきます。Lenovo Service 実施の判断は Lenovo が行います。製品または部品の交換を伴う場合、お客様は Lenovo が指定する認定プロバイダーの指示に従って、当該製品または部品を Lenovo に返却しなければなりません。返却された製品またはその部品は Lenovo の所有となります。お客様は当該交換

を妨げる担保権等の制約が当該製品または部品に存在しないことを保証します。新しく交換した製品または部品はおお客様の所有物となります。

- C. Lenovo から提供される代替の製品または部品は、新品とは限りませんが、正常に機能し、交換前の製品または部品と少なくとも同等の機能性を備えている製品または部品と交換される場合があります。法律によって許容される範囲を除いては、交換製品または部品は元の製品に付帯する保証期間の残期間が適応されるものとします。
- D. 修理される製品がおお客様の生成したデータを保持する機能がある場合、製品の修理によりデータ喪失が生じる場合があります。本提供条件に基づいて行う修理の過程で Lenovo がアクセスする製品または部品上のデータや情報の喪失については、いかなる場合においても Lenovo は責任を負いません。
- E. Lenovo Service を適用する範囲において、お客様および Lenovo はそれぞれの人員や体制の統制、指示、管理および補償の責任を負います。
- F. Lenovo およびお客様は、電子的手段により相手方と通信することができ、かかる通信は、適用法で認められる範囲で書面と見なされます。電子文書に含まれる ID コードは、送信者の識別情報と文書の真証性を十分に検証できるものでなくてはなりません。
- G. お客様および Lenovo は、自由に他社と Lenovo Service 同様の契約を締結することができます。
- H. 本契約に定める場合を除き、Lenovo はお客様に他のライセンスや権利（特許に基づくライセンスや権利を含む）について、当社とお客様が相手方に付与することはありません。
- I. お客様は、Lenovo の書面による同意を得ることなく本サービスを第三者に譲渡または転売しないものとします。
- J. お客様が必要なサービスの選択はお客様の責任において行うものとし、そのサービス利用により得られる結果はお客様の責任となります。
- K. Lenovo およびお客様は、適用法令に特に定められていない限り、原因となる行為の発生後 2 年を過ぎてから、本契約または Lenovo Service に起因若しくは関係する訴訟を提起しないものとします。
- L. お客様および Lenovo のいずれも、やむを得ない原因による義務の不履行には責任を負いません。
- M. Lenovo およびお客様は、各自の商標や商品名、その他の記号を、相手方が書面による事前の許可なく販促や出版に使用する権利を付与しません。
- N. 本契約のいずれかの規定が履行不可能または無効とみなされる場合でもそれ以外の条項は引き続き有効とします。
- O. Lenovo Service はお客様による Lenovo 保守登録完了によりご利用可能となります。
- P. Lenovo とお客様との間で交換される情報は、お客様が電話や電子的手段を通じて開示する情報も含めて、機密情報または専有情報とはみなされません。Lenovo および Lenovo の関連会社は、お客様の取引を処理および履行するために、氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含む、お客様の取引に関する情報および契約情報を処理、保存、および使用することができます。また、製品のリコール、安全上の問題、またはサービスの実施について通知するために、Lenovo または Lenovo 関連会社がお客様に連絡する場合があります。適用法令の範囲において、Lenovo は、Lenovo 製品または Lenovo Service に関するお客様の満足度調査のため、または、他の製品やサービスの情報をお客様に提供するために、かかる情報を使用することができます。お客様は、Lenovo から配信されるこれらの通信の受信を随時拒否できます。前出の目的を果たすうえで、Lenovo および Lenovo の関連会社は、該当する事業を行っている国にお客様の情報を移転すること、Lenovo の業務委託先の事業体にお客様の情報を提供すること、また、法律上要求された場合にお客様の情報を開示することができます。但し、Lenovo および Lenovo の関連会社は、お客様が提供した個人情報をお客様の同意なく、第三者独自のダイレクト・マーケティングのために第三者に販売もしくは譲渡いたしません。
- Q. Lenovo およびお客様は、本契約に適用される各種法令を遵守するものとします。
- R. Lenovo およびお客様は、本契約をその一部か全部かにかかわらず、相手方の書面による事前の同意なく譲渡する、または譲渡しようとすることはできません。但し、かかる同意は不合理に留保されないものとします。Lenovo またはお客様のいずれかが合併・買収によって関連会社や後継組織に本契約を譲渡する場合、相手方の同意は必要ありません。Lenovo は、本契約に基づき支払いを受ける権利を、お客様の同意なく譲渡することができます。
- S. 本契約の終了後もその性質上存続する義務および権利は、かかる義務の履行または権利の行使が完了する日まで有効に存続し、Lenovo またはお客様それぞれの後継者や譲受人にも適用されます。
- T. Lenovo とお客様は、本契約に基づくかまたは関連する各々の権利、責務、および義務を決定、解釈、および施行するにあたり、日本法を適用することに同意します。Lenovo とお客様は本契約において、本契約に起因または関連するあらゆる訴訟において陪審審理を受ける権利を放棄します。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。

- U. お客様が購入された本サービスの有効期間および対象となる製品等は、保守登録後、Lenovo よりお客様に通知されます。また、以下の URL にて確認することもできます。  
<http://support.lenovo.com/jp/ja/warrantylookup>
- V. 製品に何らかの障害が発生している場合、または既に修理依頼もしくは修理の提供を受けている場合、本サービスの購入はできないものとします。これに反して購入完了している場合、当該購入は無効とします。なお、本サービス購入前の製品修理に対する本サービスの遡及適用はできません。
- W. 本契約の内容は予告なく変更になる場合があります。

## 12. 適用範囲と準拠

お客様および Lenovo の権利、責務、義務はサービスおよび製品を購入した国でのみ有効ですが、すべてのライセンスはその条件に従い他国でも有効となります。特に明記されていない限り、本サービスは本サービスを購入された国の法律に準拠します。